

無料低額宿泊所指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課（以下「生活援護課」という。）が実施する無料低額宿泊所に対する指導及び検査（以下「指導検査」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱で「無料低額宿泊所」とは、神奈川県所管区域（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く神奈川県の区域をいう。以下同じ。）に立地する、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する事業を行い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第44号。以下「基準条例」という。）第2条に規定する施設をいう。なお、法第68条の2の規定による事業開始の届出の有無は問わない。

(指導検査等の目的)

第3条 無料低額宿泊所に対する指導検査は、法第70条の規定に基づき、法、基準条例その他関係法令及び国、県の通知による事業運営についての指導事項について検査等を行うとともに、運営全般について助言、一般指導を行うことによって、適正な事業運営を確保することを目的とする。

(指導検査の実施)

第4条 指導検査は、一般検査と特別検査とし、関係書類を閲覧し、関係者からの聴取により行うこととする。

2 指導検査をより効果的かつ効率的に実施するため、検査の指導指針及び本県の前年度における指導検査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導検査に係る指導検査実施方針及び指導検査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。実施計画は、年度中、必要に応じて見直すことができる。

3 一般検査は、前項の年間の実施計画に基づき、実地又は書面により毎年度実施するものとする。

4 特別検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施するものとする。

- (1) 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (3) 指導検査における問題点の是正改善がみられないとき
- (4) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

(指導検査の留意点)

第5条 指導検査は、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、つとめて代表者等の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 指導検査の過程においては、相互信頼を基礎として十分に意見の交換を行い、指導検査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

(指導検査の実施方法)

第6条 指導検査対象の無料低額宿泊所の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該無料低額宿泊所運営主体に対し検査資料の提出を求めるものとする。

2 指導検査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関その他無料低額宿泊所に関係する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

3 実地で行う一般検査の実施に当たっては、原則として、その1か月前までに検査の対象、実施日時等の内容を明示し、無料低額宿泊所運営主体の代表者あて文書で通知するものとする。

4 実地指導検査は、無料低額宿泊所運営主体の事務所又は当該無料低額宿泊所において実施するものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の方法により実施することができるものとする。

5 実地指導検査は、複数の職員をもって実施するものとする。

(指導検査後の措置)

第7条 指導検査の担当者は、指導検査終了後、施設長等関係役職員の出席を求め、指導検査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとする。

2 指導検査の担当者は、速やかに検査結果の復命書及び検査結果通知案を作成し、生活援護課長（以下「課長」という。）の決裁を受けるものとする。ただし、社会的に影響を及ぼす事案等については、福祉部長の決裁とする。

3 文書で改善を指示する事項については、検査の指導基準を参考とし、当該無料低額宿泊所の実態に即して定めるものとし、当該無料低額宿泊所運営主体の代表者に改善結果（計画）の報告期日を定めて通知をした上で、具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めるものとする。また、必要に応じて、実地においてその改善状況を確認するものとする。

4 前項の文書で指摘を要する事項について、正当な理由がなく、改善についての指導に従わず、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、法第71条に基づく改善命令の措置を講ずるものとする。

5 法第71条に基づく改善命令に従わない場合は、個々の内容に応じ、法第72条に基づく事業の制限、停止命令の措置を講ずるものとする。

6 前項の他、次の各号に掲げる場合には、法第72条に基づく事業の制限又は停止命令を行うことがある。

(1) 法第68条の2により届け出た事項について、重大な変更があった場合において、変

更の事実を隠蔽するなど意図して届出を行わなかった場合

- (2) 法第 70 条の調査等について、報告の求めに応じない又は虚偽の報告を行った場合、調査等を拒否や妨害、忌避した場合
- (3) 不当な営利を図り、又は利用者の処遇について不当な行為を行った場合
- (4) 利用契約時において書面を交付しなかった場合
- (5) 事業の内容等について誇大広告等がされている場合

7 前項第 3 号に該当する場合は、次の各号に掲げるものとし、入居者保護の観点から、指導や改善命令等を経ずに、法第 72 条の規定に基づき事業の制限停止命令を行うことがある。

- (1) 契約に基づかない曖昧な名目での不当な料金の受領
- (2) 強制的な契約の締結や、不実の告知、不利益となる事実の不告知など、不当な手続による契約の締結
- (3) 入居者からの契約解除を認めない、契約解除等の際して損害賠償額をあらかじめ設けるなど、不当な契約条項を盛り込んだ契約の締結
- (4) 契約に基づかない、又は強制的な契約による金銭管理
- (5) 入居者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある行為

8 法第 68 条の 2 の規定による事業開始の届出を行わず無料低額宿泊所を運営している場合にも、第 6 項第 3 号及び前項が適用される。

9 法第 72 条に基づく事業の制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合は、個々の内容に応じ、法第 131 条の規定により、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処するものとする。

(日常生活支援住居施設)

第 8 条 実地指導検査の対象となる無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設として認定されている場合には、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和 2 年厚生労働省令第 44 号）第 24 条第 1 項に基づく日常生活支援住居施設に関する調査等もあわせて実施することができるものとする。

2 前項の調査等は、入居者の保護の実施機関である福祉事務所と連携して実施するものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、指導検査について必要な事項は課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。